

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

# 苓北町建築物耐震改修促進計画

平成31年4月

苓北町



# 目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 町、所有者等の役割	3
4 計画の期間	3
第2章 耐震化の現状と目標の設定	4
1 地震規模の想定	4
2 住宅の耐震化の現状と目標設定	7
3 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状・課題と目標設定	8
4 町有建築物の耐震化の現状・課題と目標設定	9
第3章 町有建築物の耐震化に関する計画変更の基本方針	10
1 計画変更の基本方針	10
2 基本方針を踏まえた戦略	10
第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	12
1 民間建築物等の耐震化に関する基本的な考え方	12
2 民間建築物等の耐震化を促進するための支援	12
3 防災上重要な施設の優先的な耐震化及び指定	13
4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び道路の指定	13
5 非構造部材等を含めた安全対策	13
第5章 建築物の耐震性向上に関する啓発及び知識の普及	15
第6章 関係団体との連携	18
第7章 耐震改修促進計画の見直し	18

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景と目的

大規模地震に対する対策は、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）が施行され、既存建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図ってきました。その後の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等大地震が頻発、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震の発生の緊迫性を受けて、平成18年の法改正により、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われました。さらに、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことにより、平成25年の法改正において、一定規模以上の多数の者が利用する建築物の耐震診断の義務づけ等の措置が講じられました。

熊本県においては、平成19年3月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」が策定され、本町においても平成21年5月に「苓北町建築物耐震改修促進計画」（以下「町促進計画」という。）を定め、熊本県及び建築関係団体と連携しながら建築物の耐震化を図るとともに、耐震診断・耐震改修の促進について周知・啓発を行っています。

しかしながら、危機意識の低さや費用・技術的な問題などによって、住宅・建築物の耐震化が思うように進んでいなかった状況下で熊本地震が発生しました。

国の「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」による平成29年（2017年）1月1日を基準日として算定した活断層の長期評価による地震発生率の更新においては、「日奈久断層帯（八代海区间）」及び「日奈久断層帯（日奈久区间）」は、わが国の主な活断層の中でも地震発生確率が高いグループ（Sランク）に属しており、大規模な地震がいつ発生してもおかしくない状況にあり、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

町では、耐震改修促進法の規定に基づいて、町促進計画を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修の促進を進めてきたところです。

その後、わが国において未曾有の被害をもたらした「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」を経験し、また南海トラフの海溝型巨大地震の発生の緊迫性が指摘され、その被害は東日本大震災を上回るものと想定されていたことから、平成27年度末までに住宅及び特定既存耐震不適合建築物の耐震化率を90%とすることを目標に掲げ、町内の建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

平成28年3月には、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が改正され、耐震性が不足する住宅を平成37年までに概ね解消する等の目標とされました。

このような中で、平成28年4月に熊本県益城町を中心に甚大な被害をもたらした「熊本地震」、平成28年10月には鳥取県中部を震源とした「鳥取中部地震」、平成30年6月には大阪北部を震源とした「大阪北部地震」、平成30年9月には北海道胆振地方中東部を震源とした「北海道胆振東部地震」など、大規模な地震が発生しており、今後も大規模な地震が憂慮され、建築物の耐震化の重要性及び緊急性がさらに高まっています。

今回の町促進計画変更においては、国の基本方針並びに熊本地震の教訓や課題を踏まえた新たな目標や施策を設定することで、今後地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震化をより一層促進することを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

町促進計画は、耐震改修促進法第6条に規定する市町村耐震改修促進計画として位置づけるとともに、町地域防災計画における災害予防計画の防災まちづくりのための計画として位置づけます。

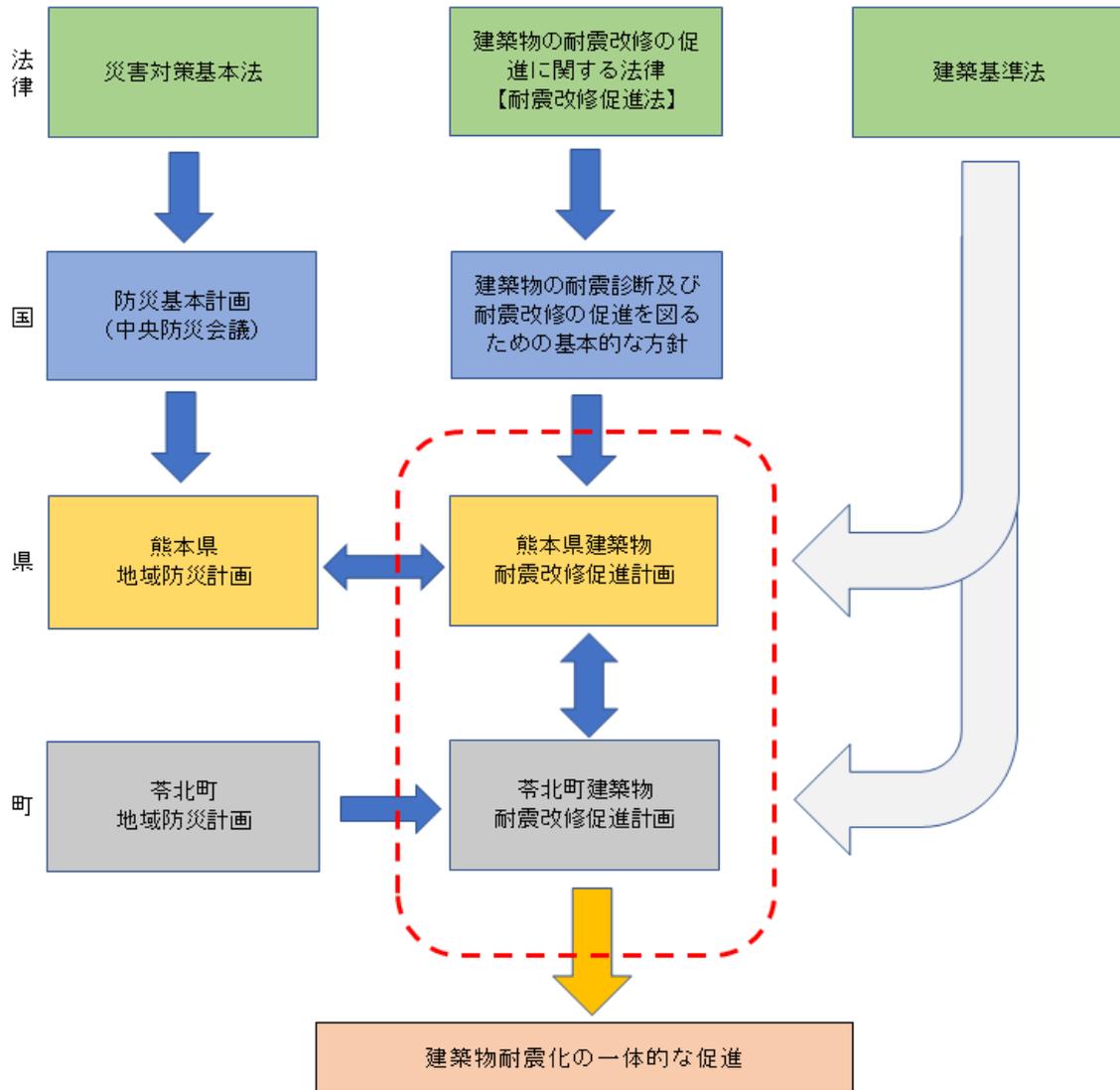


図 1 各法令と促進計画の関係

### 3 町、所有者等の役割

耐震改修促進法第3条により、国、地方公共団体及び国民の努力義務が規定されており、町及び住宅・建築物の所有者（以下「建築物所有者等」という。）は、以下の施策、項目について取り組むこととします。

#### 町の役割

町は、地域と一体となった地震防災対策の取り組みや地域の自主防災組織などとの連携による建築物所有者等に対する防災意識の普及啓発のため、以下の施策に取り組みます。

- (ア) 町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という）の耐震化
- (イ) 町促進計画の的確な運用
- (ウ) 県と連携した住宅・建築物の耐震化の促進
- (エ) 地域地震防災マップの作成
- (オ) 町内会活動などの活用と町広報誌等による普及啓発活動
- (カ) 相談窓口の開設

#### 建築物所有者等の役割

建築物所有者等は、地域防災対策等（防災訓練、地域による地震時の危険箇所の点検、災害時要配慮者の把握、地域連絡体制の構築など）を自らの問題または地域の問題として意識し、防災対策に取り組むことが重要です。自らの生命や財産を守るためには、自らが耐震化に向けて以下の項目を勘案して行動することが必要です。

- (ア) 耐震改修による被害の軽減、生命・財産の保護
- (イ) 震災後の生活空間の確保
- (ウ) 震災後の地域協力体制の確保
- (エ) 地域防災活動への積極的な参加
- (オ) 家具転倒防止策による室内での震災事故防止
- (カ) 窓ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などによる第三者への危害防止

### 4 計画の期間

町促進計画は、国の方針に基づき、2025年度までの計画期間とし、耐震化の目標と目標達成に向けた取り組みを進めます。

## 第2章 耐震化の現状と目標の設定

### 1 地震規模の想定

九州地方にも多くの断層が確認されています。中でも熊本県下には、わが国の主な活断層の中で今後30年の間に大規模地震が発生する可能性が高いグループに属している布田川・日奈久断層帯や、やや高いグループに属している人吉盆地南縁断層、出水断層帯をはじめ、多くの活断層が県内を縦横断しています。

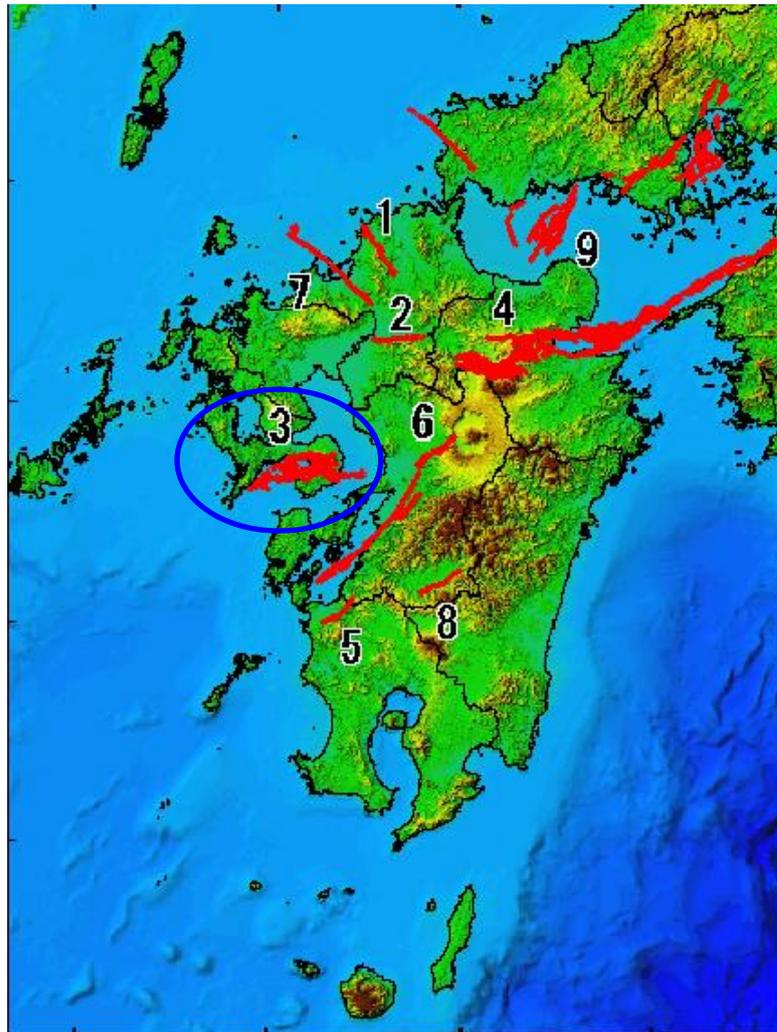


図2 九州地方内陸の活断層

- |             |            |                |
|-------------|------------|----------------|
| 1：西山断層帯     | 2：水縄断層帯    | <b>3：雲仙断層群</b> |
| 4：別府一万年山断層帯 | 5：出水断層帯    | 6：布田川・日奈久断層帯   |
| 7：警固断層帯     | 8：人吉盆地南縁断層 | 9：周防灘断層群       |

1972年の島原半島の地震は雲仙普賢岳の噴火活動に伴って発生しました。1792年4月頃より島原半島周辺で有感地震が頻発し、5月21日にはM6.4の最大の地震が発生しました。この地震が引き金となって古い溶岩ドームである眉山（当時前山）の一部が大崩壊しました。崩壊した山体は有明海に流れこんで津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼしました。この噴火活動の前から島原半島西部～千々石湾（橘湾）付近を震源とする群発地震活動があり、1791年12月の地震では島原半島西部の小浜で家屋が倒壊して2名が死亡しました。なお、1990年から始まった雲仙普賢岳の最新の噴火活動（「平成3年（1991年）雲仙岳噴火」）でも、噴火約1年前から島原半島西部～千々石湾で活発な地震活動がありましたが地震の規模は小さく被害はありませんでした。島原半島周辺では直接噴火活動に結びつかない群発地震もたびたび発生しています。1922年の島原半島の地震（M6.9、M6.5）では島原半島南部や西部を中心に大きな被害が生じました。また、1984年8月には島原半島西岸の千々石町付近で最大M5.7の群発地震活動があり、建物の一部破損や石垣破壊、墓石倒壊などの被害が生じました。雲仙断層群のもつ地震エネルギーはM7.1程度とされています。

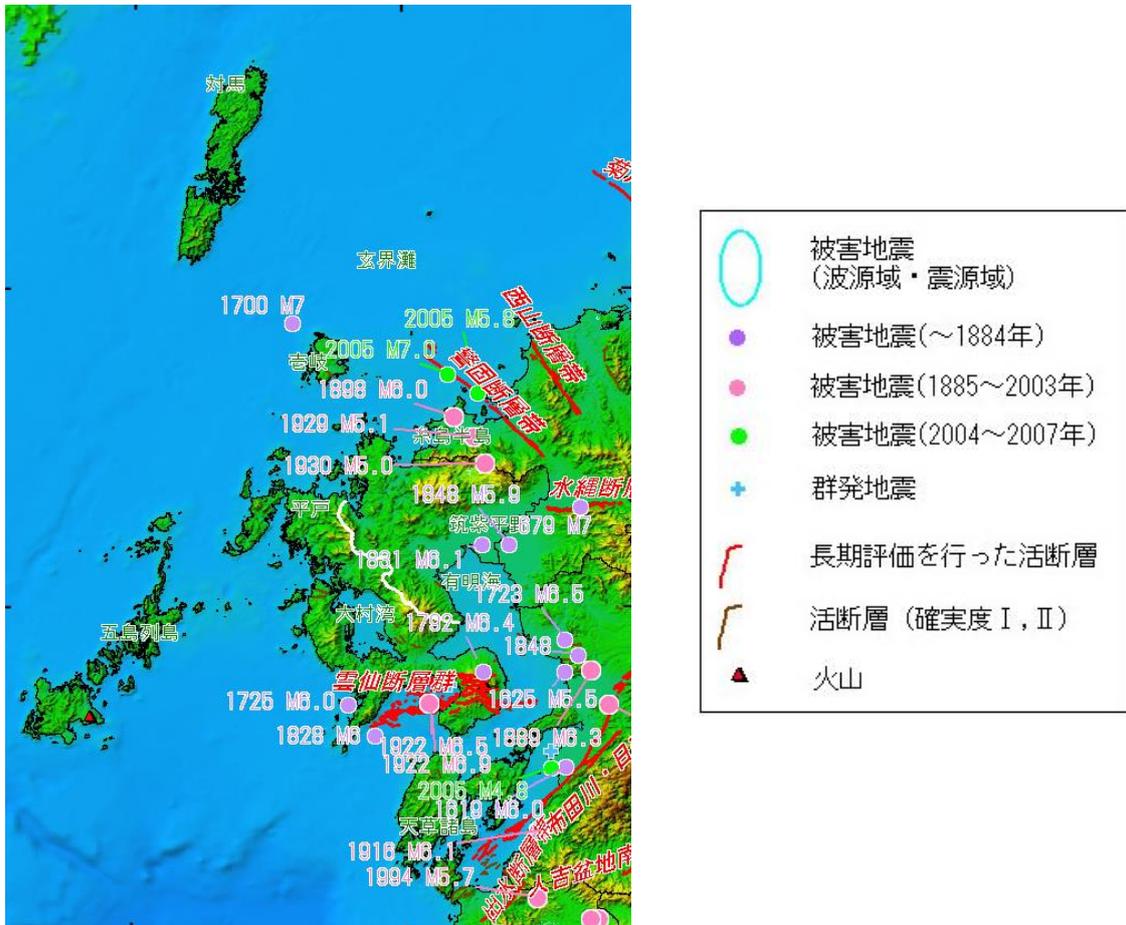


図3 雲仙断層群を中心とした過去の被害地震

出展：地震調査研究推進本部資料

苓北町に最も影響のある断層は、長崎県島原半島に位置する雲仙断層群です。雲仙断層群は、島原湾から島原半島を経て橘湾まで延びています。

雲仙断層群南西部南部で地震が発生した場合の震度分布は以下のとおりです。断層に近い富岡地区等北部で震度6強以上の揺れが予想される他、全域で震度4以上の揺れが予測されています。

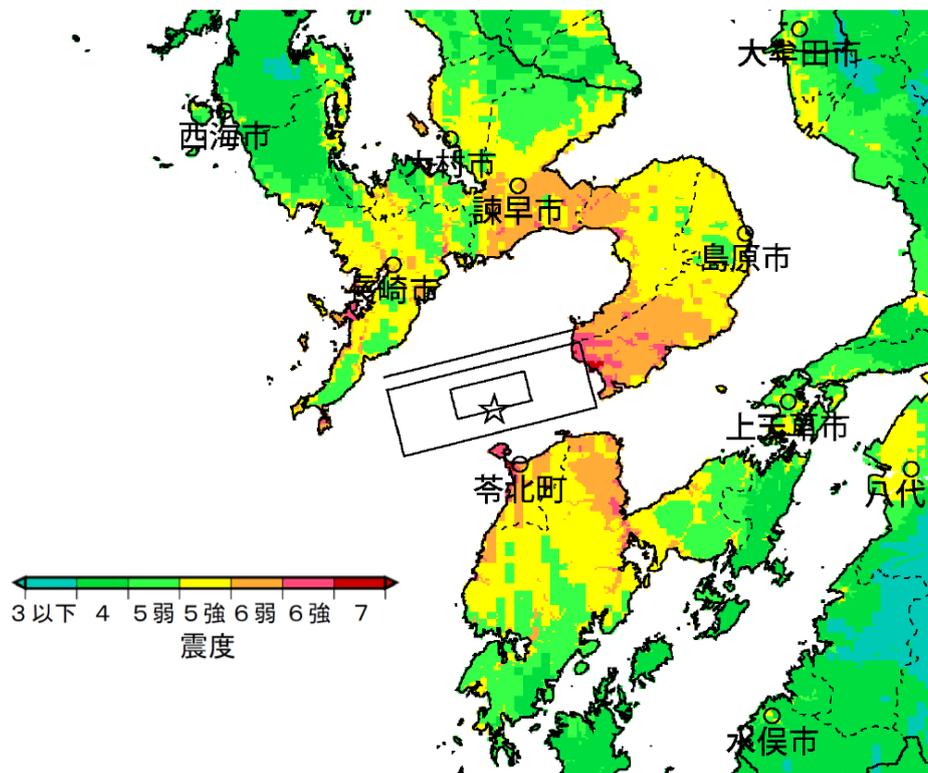


図4 雲仙断層群南西部で地震が発生した場合の周辺の震度予測

出展：地震調査研究推進本部 報告書

## 2 住宅の耐震化の現状と目標設定

阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に着工された建築物を中心として多くの木造住宅で倒壊などの被害が発生しました。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要であることから、木造戸建て住宅について現状を把握し耐震化を促進します。

住宅耐震化の状況は、昭和56年6月1日施行の新耐震基準<sup>※1</sup>により建設された住宅と、そうでない住宅の戸数により耐震性能の有無を判断します。

推計によると町内における住宅用途の全戸数は3,7千戸あります。このうち昭和56年5月31日以前に建設されたと推計される住宅は2,0千戸です。昭和56年6月1日以降に建設されたと推計される住宅は1,6千戸です。昭和56年5月31日以前に建設された住宅のうち、耐震性があると推計される住宅は0,1千戸あると推計されています。このことから、町においては耐震性能を有する住宅の耐震化率は約46%と推計できます。これは、全国の82%と比較して耐震化が低い状況となっております。

町においては、国の基本方針を踏まえ、2025年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

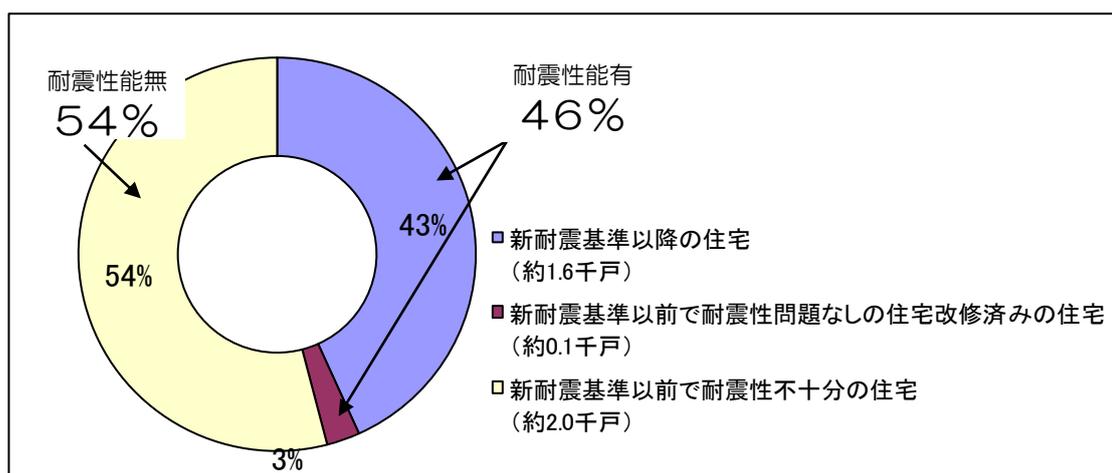


図5 住宅の耐震化状況

※ 1：昭和56年6月の建築基準法改正で示された耐震基準。この耐震基準による建物は、平成7年1月の阪神・淡路大震災においても被害が少なかったとされている

### 3 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状・課題と目標設定

耐震改修促進法及び同施行令では、特定既存耐震不適格建築物の用途、規模等の要件が表1のとおり定められており、特定既存耐震不適格建築物のうち「多数の利用者が利用する一定規模以上の建築物」を法第14条第1号（以下「第1号特定既存耐震不適格建築物という。）、「一定数量以上の危険物の貯蔵所等」を同条第2号（以下「第2号特定既存耐震不適格建築物」という。）、「緊急輸送道路沿道の一定規模以上の建築物」を同条第3号（以下「第3号特定既存耐震不適格建築物」という。）建築物として区分されています。

表1 耐震改修促進法第14条の規定にする特定既存耐震不適格建築物

特定建築物区分		用途		規模等	
法	政令				
第1号特定 既存耐震不 適格建築物	第6条 第2項 第1号	幼稚園、保育所		階数が2以上かつ500㎡以上	
	第6条 第2項 第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数が2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数が2以上かつ1,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	第6条 第2項 第3号	学校	第6条第2項第2号以外の学校		階数が3以上かつ1,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
公衆浴場					
第6条 第2項 第4号		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		1,000㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物				
	体育館(一般公共の用に供されるもの)				
第2号特定 既存耐震不 適格建築物	第7条	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令(第7条)で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	
第3号特定 既存耐震不 適格建築物	第4条	避難路沿道建築物		政令(第5条)で定める高さを超える建築物	

※政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

町の実態調査及び国の推計方法を基にした推計値によると、表2のとおり、民間特定建築物の耐震化率は、第1号特定建築物が93.3%、2号・3号特定建築物は無い状況です。

大規模な地震による人的・経済的被害を減少させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要です。町においては、国の基本方針を踏まえ、2025年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としますが、特に第1号特定既存耐震不適格建築物は、災害時の拠点となる施設等が多く含まれるため、できる限り早急な対策が必要となります。

**表2 町内の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状(推計)**

(平成28年度国土交通省推計方法を基に集計)

	全棟数	昭和56年6月以降建築の棟数	昭和56年5月以前建築の棟数	うち耐震性有の棟数	うち改修不要の棟数	うち改修済の棟数	耐震性有の棟数	耐震化率
第1号特定既存耐震不適格建築物	15	11	4	3	-	3	14	93.3%
第2号特定既存耐震不適格建築物	-	-	-	-	-	-	-	-
第3号特定既存耐震不適格建築物	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	15	11	4	3	-	3	14	93.3%

#### 4 町有建築物の耐震化の現状・課題と目標設定

##### (1) 町有建築物の耐震化の現状・課題

町有建築物のうち熊本県知事公室危機管理防災課の防災拠点となる公共施設等の耐震化状況調査(平成28年度末)の耐震化率は、93.3%、県内91.7%となっていますが、熊本地震では防災拠点となる本庁舎が被災し、閉鎖したところもあります。

公共建築物は、建築物の規模や用途、防災上の観点からも、大規模な地震の際、安全性や防災機能等を確保する必要があり、早急な耐震化に取り組んでいく必要があります。

##### (2) 町有建築物の耐震化の目標設定

町では、町有建築物の耐震化について、緊急避難施設となる教育施設を中心に耐震診断及び耐震改修等を行ってきているところです。

今後は、町有建築物のうち、防災拠点施設や多数の者が利用する第1号特定既存耐震不適格建築物については、2025年度末までに耐震化を概ね完了することとしますが、熊本地震の被害状況を踏まえ、非構造部材や建築設備等の安全対策に取り組むこととし、このうち、脱落により重大な危害を生じるおそれのある天井については重点的な安全対策を図ります。

## 第3章 計画変更の基本方針

### 1 計画変更の基本方針

町では、町有建築物の耐震化について、緊急避難施設となる教育施設を中心に耐震診断及び耐震改修等をこれまで行ってきているところです。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、耐震改修促進法の改正及び国の防災基本計画において地震・津波対策の抜本的強化等の見直しが行われ、町においても地域防災計画の見直しを行い、社会情勢の変化に応じた施策の拡充を図り実施してきました。

本計画の変更（見直し）においては、これまでの計画内容を踏まえたうえで熊本地震の被害状況、本町の建築物の耐震化の現状を勘案し、以下の基本方針を策定し、建築物の更なる耐震化の促進に取り組みます。

- 今後想定される地震時の揺れによる建築物の被害想定に対応し、熊本地震の教訓を踏まえ、「地震はいつ、どこで発生してもおかしくない。」という前提に立って、補助制度の強化等、建築物の耐震化に取り組みます。
- 災害時の活動拠点施設となる庁舎や緊急避難施設となる学校等の防災上重要な公共建築物等については、優先的な耐震化の取り組みを行います。
- 近年の大規模地震発生においては、天井脱落や外壁落下、エレベーター閉じ込め等の非構造部材及び建築設備に関する被害が発生したことから、非構造部材等を含めた安全対策に取り組みます。
- 建築物の耐震化は所有者自らの問題であるという基本に則り、耐震診断及び耐震改修に係る意識の啓発及び知識の普及を前提として、相談体制の整備や情報提供の充実を図ります。

### 2 基本方針を踏まえた戦略

計画においては、基本方針を踏まえ、耐震化目標の達成に向けた施策の創出及び拡充を図ります。

#### (1) 熊本地震を踏まえた耐震化の促進

熊本地震では、度重なる強烈な揺れにより多くの建築物が倒壊する等の被害を受けた市町村がありました。

この地震により、住宅を含む建築物の耐震化の重要性が全国的に再認識され、同時に全国的な課題であることが浮き彫りになりました。町ではこれまでの地域防災計画

の被害想定を反映した重点的な耐震化の取り組みに加え熊本地震を教訓に新たな取り組みを行います。

(ア) 住宅の耐震化対策

(イ) 安全確認を要する大規模建築物対策・緊急輸送道路沿道対策

## (2) 防災上重要な公共建築物の耐震化

熊本地震では、指定避難所の小中学校等が被災したことで、十分に機能しなかった事例がありました。

このことを踏まえ、防災拠点となる庁舎及び学校等の構造体の耐震化に加えて非構造部材の耐震性、老朽化に対する健全性の確保の観点から優先的に耐震対策に取り組みます。

## (3) 非構造部材等を含めた安全対策の充実

地震時の揺れによる建築物の倒壊や崩落、構造部材のせん断破壊、座屈等の被害以外にも、熊本地震などの大規模地震発生時には、天井脱落や外壁落下、東日本大震災においては、天井脱落による死傷事故や外壁落下、エレベーター閉じ込め、ブロック塀倒壊等の被害の事例もありました。

人的被害を軽減するうえでは、非構造部材や建築設備等の建築物全般に係る安全対策が重要です。

本計画においては、非構造部材等を含めた安全対策の充実を戦略として掲げ、これらの対策の取り組みを強化します。

## (4) 耐震化に係る体制整備及び人材育成

建築物所有者等が防災意識を高め、地震による建築物の倒壊等の被害から生命、身体及び財産を守ることを自らの問題として捉えることが耐震化の第一歩であることから、意識啓発に向けた情報提供は重要です。

町では、建築物所有者等の耐震化に向けた相談体制の整備及び情報提供の充実を図るため、県と連携を図りながら推進します。

また、耐震診断や耐震改修に係る人材確保のため、建築関係団体等と連携した専門技術者の養成等に引き続き取り組みます。

## 第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 民間建築物等の耐震化に関する基本的な考え方

民間建築物の耐震化を促進するためには、地域防災対策等を自らの問題として意識し、町民自ら民間建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。

町は、県と連携を図り、耐震化に関する普及啓発、相談窓口による行政や専門家によるサポートの実施や耐震診断、耐震改修設計、耐震改修等への公的支援の強化により、住宅の耐震化の促進を図ります。

また、民間建築物の中で特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることになっております。町は、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、法に基づく指導、指示等を行うとともに、普及啓発、相談窓口の充実などの支援等を講じ、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図ります。

なお、耐震性が十分でない全ての建築物の所有者は、耐震改修促進法第16条の規定により当該建築物の耐震化に努めることとなっているため、町は、これらの建築物についても耐震化に向けた取組みを促進します。

### 2 民間建築物等の耐震化を促進するための支援

#### (1) 住宅の耐震化に関する施策

町民にとって、もっとも身近な住宅の耐震化は、町民の生命や財産を保護するとともに、地域の防災機能を高めることに大きく貢献します。しかしながら、本町には、耐震性の不十分な住宅が多数存在します。住宅の耐震化を進めるにあたっては、まず所有者自らが、住宅の耐震性について意識することが重要です。

熊本地震においても、わが国の過去の地震と同様に、屋根が重くかつ現行の耐震基準を満たしていない多くの木造住宅が被災しました。

町は、県と連携を図り木造戸建て住宅の耐震化に係る町民の負担を軽減するため耐震診断、耐震改修設計、耐震改修等への補助制度の強化に取り組めます。

#### (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する施策

特定既存耐震不適格建築物については、地震災害の際生ずる人的被害や経済的被害が甚大となる可能性や地震災害の避難やその後の救援活動に支障をきたす恐れがあります。町は、これらの特定既存耐震不適格建築物を対象に県や関係団体と連携し、耐震診断や耐震改修について建築物所有者への働きかけや、法令に基づく指導・指示等により耐震化を促進します。

#### (3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する施策

耐震改修促進法附則第3条では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物のうち、既存耐震不適格建築物で大規模なものを「要緊急安全確認

大規模建築物」と規定し、その所有者に耐震診断を義務付けています。（耐震診断結果の報告期限：平成27年12月31日）

町は、県と連携して、耐震改修促進法に基づく指導・助言等により耐震診断の実施を促すとともに、国の制度を活用した支援策や耐震診断に係る情報提供を行います。

また、要緊急安全確認大規模建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、耐震改修促進法に基づき公表し、町民への情報提供を行います。

### 3 防災上重要な施設の優先的な耐震化及び指定

震災後の活動拠点となる庁舎等及び緊急避難施設となる学校施設の耐震化は防災対策上重要であるとともに、人的被害軽減等の観点からも優先的な取組みが求められます。

これまでの取組みにより、町立学校施設の構造体の耐震化は完了していますが指定避難所である施設の非構造部材を含めた耐震化をはじめ、防災拠点となる庁舎、学校、教育施設等の重要な施設の耐震化を促進します。

また、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上重要な建築物として特に指定した既存耐震不適格建築物については、町は県及び建築物所有者と協議のうえ、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき耐震診断を行うことを個別に義務付け、同所有者は、耐震改修促進法第7条第1項第1号に基づき耐震診断結果を個別に定める期限までに県に報告することとします。

県は、これらの建築物所有者に対して指導・助言等を行います。

### 4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び道路の指定

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑、かつ確実に実施するために必要な道路です。県では、県地域防災計画策定の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、県促進計画において、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく道路として指定しています。

町促進計画においても、当該緊急輸送道路は地震直後の円滑な避難や救援活動等の機能を確保するための重要な道路であることから、耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づく道路として位置付けします。また、併せて町道及び避難場所への道路を緊急輸送道路及び避難路として位置づけします。

### 5 非構造部材等を含めた安全対策

#### (1) 非構造部材・建築設備等に対する安全対策

東日本大震災においては、多数の建築物において天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等が発生し、特に大規模空間に有する建築物の天井脱落事故においては死傷者も発生していることから、非構造部材に係る安全対策は喫緊の課題となっています。また、地震時のエレベーター停止による閉じ込め被害が発生し、救出までに時間がかかるケースもあり、混乱を解消するうえでもエレベーターの安全確保は重要です。

建築基準法施行令改正（平成21年9月施行）によって、新たに設置されるエレベーターについては安全装置（地震時管制運転装置、戸開走行保護装置等）の設置が義務付けられていますが、既設エレベーターについても、改修を進めることが必要なた

め関係団体とともに当該装置の設置を推進します。

さらに、建築設備については、関係する法令や告示等を踏まえ、電気・ガス等の関連する事業者、並びに設備機器メーカーとの連携を図りながら、安全対策の重要性について周知するとともに、点検や改善の手法等に関する知識の普及を図り、保安上危険なものについては、対策を講じるよう適切な指導を行い、国の動向を踏まえ、県、関連団体と連携し必要な対策を推進します。

## (2) 文化財建造物の安全対策

熊本地震では多数の文化財建造物が被害を受けましたが、文化財建造物は、構造・材料を変更せずに旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用しがたい状況にあります。

このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定（平成24年6月改正）された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に即した文化財建造物の耐震性を確保するための取組みを支援します。

## (3) 被災建築物応急危険度判定体制

熊本地震では、余震等による二次災害を防止するため、被災した建築物の応急危険度判定を57,570棟実施されました。

地震により町内の住宅及び建築物、宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、県と連携し熊本県被災建築物応急危険度判定要項に基づき必要な措置を講じます。

今後の地震に備え、引き続き被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行い、応急危険度判定の実施の目的等の町民への十分な周知に努めます。

被災建築物のうち、補修することにより継続使用可能な建築物については、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（一般財団法人日本建築防災協会発行）」に基づき建築物の応急復旧を行うための情報提供を行います。

## 第5章 建築物の耐震性向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 相談体制の整備・情報提供の充実

#### (1) 相談体制の充実

建築物の所有者等からの地震に対する建築物の安全性や改修技術についての相談に応じるとともに、(一財)熊本県建築住宅センターと連携し、耐震関係情報の提供の充実を図ります。

また、必要に応じて建物の所有者等から相談体制として、(一社)熊本県建築士事務所協会、(一社)熊本県建築協会、(公社)熊本県建築士会に対し協力を要請し、建築技術者による相談窓口を開設します。

#### (2) 情報提供の充実

建築物所有者等からの様々な情報の要請に適確に対応するため、県及び耐震改修支援センターや(一財)熊本県建築住宅センター等と連携して、情報提供の充実を図ります。

また、県と連携を図り、耐震診断・耐震改修設計等業務を担う建築士の技術力向上や人材育成・確保を目的とした講習会の開催、建築物所有者等を対象とした講習会を開催し、防災に対する意識の醸成に努め、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

建築関係団体においても、情報提供の充実が図られるよう引き続き要請します。

#### (3) 建築物所有者等に対する支援策の啓発

##### ・国・県・町の支援策(助成制度等)の普及・啓発

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するためには、建築物所有者への支援策が重要です。

国土交通省では、建築物所有者等の経済的負担を軽減するために、社会資本整備総合交付金による支援制度を準備し、地方公共団体と一体となって、建築物所有者等に対する耐震診断・耐震改修を後押しすることとしており、町においても国の支援制度を活用し、支援策を講じています。

今後も、県と連携しながら、国の施策に沿った支援策の拡充を検討していきます。

##### ・税制・融資制度等の各種支援策の情報提供の充実

社会資本整備総合交付金による支援以外にも、税制、融資や保険制度等における優遇措置が用意されていることから、建築物所有者等に対する各種支援策の情報提供を充実させ、耐震化に向けた機運を醸成します。

## 2 身近にできる耐震対策の普及促進

### (1) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要な場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面において安価で、適確な耐震改修ができるなど合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。

このようなことから、県や建築関係団体と連携をとりながらリフォームに併せた耐震改修の促進を耐震相談やパンフレット等の配布を通じ建築物所有者等に対して普及・啓発を行います。

### (2) 自主防災組織や自治会組織などへの普及・啓発

地震防災対策として、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的を持って住民が自発的に結成する組織である自主防災組織の活動は非常に有効であると言われていています。町内においても多数の自治会等が自主防災組織として町と連携した活動を行っています。

町は、県や建築関係団体と連携して、自主防災組織や住民等に対して、耐震診断や耐震改修の普及・啓発のため、パンフレットの配布、専門家や建築技術者の派遣など必要な支援に努めます。

### (3) 住宅の耐震性低下の防止

木造住宅の柱や梁等の構造材やシロアリ被害等による耐震性の低下を防止するため、日頃から屋根、外壁、基礎のひびや欠け、内装のシミ等の雨漏りの兆候、床下等に蟻道（ぎどう。シロアリの分泌物等でできた通り道）が見られないか等の点検、床下等の換気、点検で異常のあった場合の適切な補修等の対策を行うことが重要です。

町は、県や建築関係団体と連携して、情報提供や建築相談窓口でのアドバイス等による普及・啓発を図ります。

### (4) 自主対策（家具転倒防止策等）の推進

地震による建物被害の軽減を図るための耐震化の促進はもちろんのこと、建物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で、けがや下敷きになってしまったり、避難が遅れたりといった被害を未然に防止することが重要です。

そのためには、家具や電化製品等の転倒を防止する金物等による固定や家具等のガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換えなど）等、屋内外の日常の安全点検による地震に対する備えの強化について知識の普及や啓発を行う必要があります。

県、防災部局や関係団体と連携してパンフレットの配布や相談窓口におけるアドバイス等により町民への普及・啓発を図ります。

### 3 耐震化に係る人材育成施策の充実

建築物の耐震診断、耐震改修設計等に関して、建築物所有者等の最初の相談者となることが多い建築関係者による耐震に関する知識の習得は、建築物の耐震化のため特に効果的であると考えられます。

また、熊本地震による復旧及び建築物の耐震化に関する需要の急増により、建築技術者、とりわけ専門知識やノウハウが必要な耐震診断等に対する建築技術者の不足が課題となっています。

このため、県と連携し、建築関係団体の協力のもと耐震診断等に対する講習会等についてより参加し易く、実践的な内容を取り入れる等の拡充を行い、積極的な人材育成を図ります。

## 第6章 関係団体との連携

### (1) 熊本県建築物安全安心推進協議会

(一社)熊本県建築士事務所協会、(一社)熊本県建設業協会、(公社)熊本県建築士会、(一財)熊本県建築住宅センター等の県内の建築関係団体及び関係行政機関等で構成されている熊本県建築物安全安心推進協議会が平成11年9月に設置され、建築物の安全性等を適確に確保するための施策が策定・実施されています。

平成18年4月に専門部会(耐震改修等促進部会)が新たに設置され、町では引き続き連携をとって耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

### (2) 熊本県建築物耐震対策市町村連絡会議

町では、平成17年度から県と県内市町村による熊本県建築物耐震対策市町村連絡会議に参加し、耐震対策の普及に努めています。この連絡会議を通じて町民に対する耐震対策の普及・啓発に努めていくとともに、町有建築物の計画的な耐震化及び民間建築物の耐震化に対する支援等に努めます。

### (3) 各種組合等との耐震化の促進に関する連携

町では、建築関係団体との連携のほかに学校、病院、旅館、ホテル、店舗等の各種組合等とも連携して耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及や啓発を行うなど、特定既存耐震不適格建築物や多数の者が利用する施設等の耐震化の促進に努めます。

## 第7章 耐震改修促進計画の見直し

町促進計画は、県及び関係団体と連携し、耐震対策に関する検討・調整を行いながら推進していきます。また、社会情勢の変化や耐震診断及び耐震改修の状況を勘案し、必要に応じて検証及び見直しを行います。

なお、町促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。